

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧														
表紙	<p style="text-align: center;">共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">土木工事編 I</p> <p style="text-align: center;">(土木工事共通仕様書)</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 23 年 1 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成 23 年 10 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成 24 年 3 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成 24 年 6 月 15 日</td><td>一部改正</td></tr> </table>	平成 23 年 1 月 1 日	一部改正	平成 23 年 10 月 1 日	一部改正	平成 24 年 3 月 1 日	一部改正	平成 24 年 6 月 15 日	一部改正	<p style="text-align: center;">共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">土木工事編 I</p> <p style="text-align: center;">(土木工事共通仕様書)</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 23 年 1 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成 23 年 10 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成 24 年 3 月 1 日</td><td>一部改正</td></tr> </table>	平成 23 年 1 月 1 日	一部改正	平成 23 年 10 月 1 日	一部改正	平成 24 年 3 月 1 日	一部改正
平成 23 年 1 月 1 日	一部改正															
平成 23 年 10 月 1 日	一部改正															
平成 24 年 3 月 1 日	一部改正															
平成 24 年 6 月 15 日	一部改正															
平成 23 年 1 月 1 日	一部改正															
平成 23 年 10 月 1 日	一部改正															
平成 24 年 3 月 1 日	一部改正															
56	<p>2-3-2 掘削工</p> <p>1. 請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き 水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。</p> <p>2. 請負者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。</p> <p>3. 請負者は、手持式又は可搬式動力工具を用いる軟岩掘削及び硬岩掘削において、作業員に呼吸用保護具（防じんマスク）を着用させなければならない。</p> <p>4. 請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。</p>	<p>2-3-2 掘削工</p> <p>1. 請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き 水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。</p> <p>2. 請負者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。</p> <hr/> <p>3. 請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。</p>														

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成22年7月1日) 新旧対照表

頁	新 (平成24年6月15日一部改正)	旧
	<p>5. 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。</p> <p>7. 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p> <p>8. 請負者は、岩石切り取り箇所におけるのりの仕上り近くでは過度な発破をさせるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p> <p>9. 請負者は、発破に際しては、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは設計図書に従って防護柵等を施工しなければならない。</p> <p>2-3-3 盛土工 (略)</p>	<p>4. 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。</p> <p>6. 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p> <p>7. 請負者は、岩石切り取り箇所におけるのりの仕上り近くでは過度な発破をさせるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、発破に際しては、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは設計図書に従って防護柵等を施工しなければならない。</p> <p>2-3-3 盛土工 (略)</p>
60	<p>2-3-5 法面整形工</p> <p>1. 請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。</p> <p>2. 請負者は、手持式又は可搬式動力工具を用いる掘削（切土）部法面整形の施工において、作業員に呼吸用保護具（防じんマスク）を着用させなければならない。</p> <p>3. 請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起らないように締固めを行わなければならない。</p> <p>4. 請負者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。</p> <p>5. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。</p> <p>6. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2-3-6 堤防天端工 (略)</p>	<p>2-3-5 法面整形工</p> <p>1. 請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。</p> <hr/> <p>2. 請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起らないように締固めを行わなければならない。</p> <p>3. 請負者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。</p> <p>4. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。</p> <p>5. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2-3-6 堤防天端工 (略)</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
63	<p>2-4-2 掘削工</p> <p>1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、手持式又は可搬式動力工具を用いる軟岩掘削及び硬岩掘削において、作業員に呼吸用保護具（防じんマスク）を着用させなければならない。</p> <p>4. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、請負者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>2-4-3 路体盛土工 (略)</p>	<p>2-4-2 掘削工</p> <p>1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。</p> <hr/> <p>3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、請負者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>2-4-3 路体盛土工 (略)</p>
154～ 155	<p>1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した</p>	<p>1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
	<p>工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。</p> <p>3. 請負者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちにその対応等について監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、手持式又は可搬式動力工具を用いる岩盤床掘において、作業員に呼吸用保護具（防じんマスク）を着用させなければならない。</p> <p>7. 請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>9. 請負者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。</p> <p>10. 請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を 30 cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。</p> <p>11. 請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</p> <p>12. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>13. 請負者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。</p> <p>14. 請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。</p>	<p>工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。</p> <p>3. 請負者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちにその対応等について監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p> <hr/> <p>6. 請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。</p> <p>9. 請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を 30 cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。</p> <p>10. 請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</p> <p>11. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>12. 請負者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。</p> <p>13. 請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p> <p>14. 請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
	<p>ない。</p> <p>1-3-4 矢板工 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>1-3-4 矢板工 (略)</p>
169～ 170	<p>1-3-14 桁製作工</p> <p>1. 製作加工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 溶接施工</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>請負者は、アーク溶接を行う場合は、作業員に呼吸用保護具(防じんマスク)を着用させる等の粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)及びじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)の規定に基づく措置を講じなければならない。</u></p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書を提出し、監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。</p> <p>1) SM570 または SMA570W、SM520 及び SMA490W において 1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合</p> <p>2)～6) (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>1-3-14 桁製作工</p> <p>1. 製作加工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 溶接施工</p> <p>①～② (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書を提出し、監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。</p> <p>1) SMS70 または SMA570W、SM520 及び SMA490W において 1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合</p> <p>2)～6) (略)</p> <p>② (略)</p>
192～ 193	<p>1-4-4 既製杭工</p> <p>1～20 (略)</p> <p>20. 既製杭工における鋼管杭及び H 鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>請負者は、アーク溶接において、作業員に呼吸用保護具(防じんマスク)を着用させる等の粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)及びじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)の規定に基づく措置を講じなければならない。</u></p>	<p>1-4-4 既製杭工</p> <p>1～20 (略)</p> <p>20. 既製杭工における鋼管杭及び H 鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
	<p>(5) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。</p> <p>(6) 請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、接合部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>(7) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>(8) 請負者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 1-13 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-13 (略)</p> <p>(9) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、本項(8)及び(9)の当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(12) 請負者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p>	<p>(4) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、接合部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>(6) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>(7) 請負者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 1-13 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-13 (略)</p> <p>(8) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p> <p>(9) 請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
	22～24 (略)	を行うものとする。 22～24 (略)
201	<p>1-4-9 鋼管矢板基礎工 1～10 (略)</p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 請負者は、アーク溶接において、作業員に呼吸用保護具(防じんマスク)を着用させる等の粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)及びじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号)の規定に基づく措置を講じなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。</p> <p>(6) 請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、接合部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>(7) 請負者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な附着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>(8) 請負者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 1-1 4 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 4 (略)</p> <p>(9) 請負者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補</p>	<p>1-4-9 鋼管矢板基礎工 1～10 (略)</p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工</p> <hr/> <p>(2)～(3) (略)</p> <hr/> <p>(4) 請負者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10℃～+5℃の場合で、接合部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>(6) 請負者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な附着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>(7) 請負者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 1-1 4 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 4 (略)</p> <p>(8) 請負者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
	<p>修しなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、本項(8)及び(9)の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>12 (略)</p>	<p>修しなければならない。</p> <p>(9) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>12 (略)</p>
339	<p>4-4-11 現場継手工 1～8 (略)</p> <p>9. 現場溶接</p> <p>① 請負者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。</p> <p>② 請負者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。</p> <p>③ 請負者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。</p> <p>④ 請負者は、溶接のアーキが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。</p> <p>⑤ 請負者は、アーキ溶接を行う場合は、作業員に呼吸用保護具（防じんマスク）を着用させる等の粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の規定に基づく措置を講じなければならない。</p> <p>⑥ 請負者は、溶接現場の気象条件が下記に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。</p> <p>1) 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合 2) 雨上がり直後 3) 風が強いとき 4) 気温が 5℃以下の場合 5) その他監督員が不適当と認めた場合</p> <p>⑦ 現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けるものとする。</p>	<p>4-4-11 現場継手工 1～8 (略)</p> <p>9. 現場溶接</p> <p>① 請負者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。</p> <p>② 請負者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。</p> <p>③ 請負者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。</p> <p>④ 請負者は、溶接のアーキが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>⑤ 請負者は、溶接現場の気象条件が下記に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。</p> <p>1) 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合 2) 雨上がり直後 3) 風が強いとき 4) 気温が 5℃以下の場合 5) その他監督員が不適当と認めた場合</p> <p>⑥ 現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けるものとする。</p>

共通仕様書 土木工事編 I (土木工事共通仕様書) (平成 22 年 7 月 1 日) 新旧対照表

頁	新 (平成 24 年 6 月 15 日一部改正)	旧
730	<p>1-3-5 岩盤面処理</p> <p>1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合がありますものとする。</p> <p>2. 請負者は、本条第 3 項及び第 4 項の作業完了後、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>3. 仕上げ掘削</p> <p>(1) 仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。</p> <p>(2) 請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、仕上げ掘削において、作業員に呼吸用保護具 (防じんマスク) <u>を着用させなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>1-3-5 岩盤面処理</p> <p>1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合がありますものとする。</p> <p>2. 請負者は、本条第 3 項及び第 4 項の作業完了後、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>3. 仕上げ掘削</p> <p>(1) 仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。</p> <p>(2) 請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。</p> <hr/> <p>4 (略)</p>
747	<p>2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 仕上げ掘削</p> <p>(1) 仕上げ掘削とは、掘削作業により弛んだ岩盤を、火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。</p> <p>(2) 請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、仕上げ掘削において、作業員に呼吸用保護具 (防じんマスク) <u>を着用させなければならない。</u></p> <p>(4) 仕上げ掘削の厚さは、設計図書によるものとする。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 仕上げ掘削</p> <p>(1) 仕上げ掘削とは、掘削作業により弛んだ岩盤を、火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。</p> <p>(2) 請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。</p> <hr/> <p>(3) 仕上げ掘削の厚さは、設計図書によるものとする。</p> <p>5～6 (略)</p>